

市税に係る減免措置調査票

		所属名	福祉局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 (○固定資産税) 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	老人憩の家	
	(該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 10 号 (規則)	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 高齢者施策</p> <p>(2) 支援の必要性(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人憩の家は、地域の高齢者が生きがいを持って元気で自立した生活をおくるための自主活動の場を提供することにより、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とし、概ね小学校下に1箇所を基本に整備を進めてきた。 ・現在は、地域のボランティア活動や福祉活動の拠点施設としても重要な役割を担っており、利用料については無料とし、施設を維持管理するために必要な経費を補助している。 ・市政改革プランにおいては今後、方針として、地域において利用者の範囲や利用料の徴収等を決定していくこととしているが、当施設は、引き続き高齢者の自主活動の場や地域の活動拠点として公益性の高い事業を実施するための施設であり、運営経費の補助も継続することとしており、これら地域の活動を支援していくためには、引き続き固定資産税の免除による支援が必要であるため。 		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">有</div> <div style="margin-left: 100px;">無</div> </div>		
④ ③で「有」とした場合、その理由	<ul style="list-style-type: none"> ・老人憩の家は、市内に公設置130箇所と民設置254箇所の計384箇所あり、現在、固定資産税の免除は民設置施設に対し実施されている。 ・老人憩の家は、高齢者のための公益性の高い、非収益施設であるため、課税する性質のものではなく、免除の措置が妥当である。 		

《ヒアリングにおける所属の意見等》

- 老人憩の家については、「市政改革プラン」において、運営経費の1/2を基本として補助を継続し、区長が見直し後の予算の中で地域の実情や区民の意見をふまえ、運営方法等を検討していくこととしている。
引き続き、高齢者の自主活動の場や地域の活動拠点として公益性の高い事業を実施するものであり、補助金が削減される中、固定資産税の免除による支援が不可欠である。
- 市税の減免制度を廃止し、新たな補助制度により対応するとした場合、次のように事務の煩雑化を招くこととなる。
- 〔現行〕
現金の納付の手続きがなく簡便である。
・市税の減免の申請(対象者)
・減免の手続き(行政)
- 〔変更後〕
対象者、行政ともに、市税納付と補助金交付という二重の事務手続きが生じる。
・市税の納付、補助金の申請(対象者)
・市税の収納、補助金の審査、補助金の給付(行政)
(市税を滞納している者に補助金を給付してしまう恐れがあり、それを避けるためには、納税証明の提出を求める必要がある。)
- 当該減免については、対象者の要件が規則で明記され、透明性は確保されており、事務の煩雑化を伴う補助制度化によって透明化を図る必要はない。